

3. 土地改良事業等における工事の安全対策に関する措置について

平成4年6月10日 4-59

農林水産省構造改善局建設部長から各地方農政局建設部長、北海道開発局農業水産部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長、農用地整備公団業務部長あて

このことについて、「土地改良事業等における工事の安全対策について」（平成4年5月27日付け4構改D第308号）により構造改善局長から通達されたとおり、工事の安全確保において発注者の果たす役割が重要であることに鑑み、その運用について下記のとおり定めたので、積極的な活用と推進を図り、円滑な事業実施に努められたい。

なお、既存の体制がある場合には本措置の内容との整合を図り、継続して対応されたい。

また、貴局管内の都道府県等関係機関にも連絡願いたい。

記

1. 設計審査制度の創設

（設計審査会の設置）

1) 目的

設計審査会は、土木工事に関する施工の安全確保の妥当性を確保するため工事設計あるいは工事発注に際して施工に係わる部分の設計条件及び施工条件の明示等について審査を行うことにより、適正な設計積算の実施に資する。

2) 適用工事

①土留工及び締切工

- a. 軟弱地盤及び偏土圧を受ける土留工で、掘削高7.0m以上の場合
- b. 上記以外の土留工で掘削高さ9.0m以上の場合
- c. 一般交通を共用する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物の場合
- d. 仮設計画で、基準としている水面（計画水位）からの深さ7.0m以上の仮締切工の場合
- e. 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- f. 鉄道、道路等の重要構造物等に接近し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び仮締切工の場合

②堤高が30m以上のダム

③トンネル（シールドを含む）

④集水井工

⑤橋梁架設

- a. 最大支間が100m以上の場合
- b. 最大支間が50m以上で仮設工法がトラッククレーン工法及び架設桁工法以外の場合
- c. 鉄道、道路等に接近し、その交通及び周辺への影響が予想される場合

⑥2気圧以上の圧気潜函基礎

⑦その他各地方農政局建設部長又は事業（務）所長（以下「事業所」という。）が必要と認める工事

3) 設計審査会の組織と区分

- ①設計審査会は、各地方農政局及び事業所に設置する。
- ②各地方農政局の設計審査会は、原則として各地方農政局で発注される前項の設計審査適用工事のうち、特に高度な技術的な検討が必要な工事とし、各地方農政局毎に定め審査を行う。
- ③設計審査に当たって外部の経験豊富な技術者等による技術的助言を受けることができる。

4) 審査内容

設計条件の審査は、適用工事の設計業務の実施時において、次の内容に関して審査を行う。

- ①他の関連する工事との整合性等、設計条件、施工条件の確認
- ②仮設構造物の検討
- ③施工方法の選択
- ④施工の安全に関する事項
- ⑤施工中の環境保全その他に関する事項

施工条件の明示の審査は、次の内容に関して審査を行う。

- ①工事の発注時における施工条件明示内容に関する検討
- ②工事中において、現場の施工条件が契約図書の施工条件と異なった場合の設計変更に関する検討
- ③その他、工事契約にかかわる条件の変更に関する検討

2. 組織的な事故調査

(事故調査委員会の設置)

1) 目的

事故調査委員会は、直轄事業の工事において発生した事故について、工法・作業環境等を調査し、事故原因を調査し、事故原因を技術的に分析して類似工事における事故の再発防止を図り、工事の安全かつ円滑な実施に寄与する。

2) 事故調査委員会の組織と区分

- ①事故調査委員会は、直轄事業の工事で発生した事故に対応して、事故原因を技術的に分析するため常設する。

重大事故に対応して個別に設置される事故調査特別委員会は、これとは別に定める。

- ②事故調査委員会として、各地方農政局には事故調査委員会を、事業所には現地調査委員会を設置する。

4) 業務内容

- ①事故の発生状況・事故原因を調査し技術的に分析・整理して、データベース化を図る。
- ②データベースをもとに、設計・積算・施工方法に係る基準等の充実を図る。

3. 工事現場における連絡体制の整備

(安全管理対策協議会等の設置)

1) 目的

安全管理対策協議会は、事業所毎の工事現場において、発注者と請負業者及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

2) 安全管理対策協議会の組織と区分

- ①安全管理対策協議会は事業所毎に設置する。
- ②各地方農政局においては「労働災害の防止に関する農林水産省地方機関と労働省地方機関との連絡会議の開催等について」（昭和53年12月23日付け53構改局D第976号構造改善局長）により設置されている連絡会議の活用を図ること。

3) 業務内容

- ①各関連工事の工程の調整
- ②関連する仮設構造物の調整
- ③緊急時（災害発生時）の連絡，避難等体制の整備
- ④公衆災害防止の徹底
- ⑤安全パトロールの実施
- ⑥現場作業者に対する安全教育の徹底
- ⑦各種の安全に関する講習会・研修会の実施
- ⑧その他，工事の安全施工に係わる相互の連絡調整